

2020年度 包括外部監査評価 表彰と説明

包括外部監査とは①

平成11年度より実施

都道府県と中核市、政令指定都市に義務付け、
それ以外の市町村も条例により設置

監査人は、①弁護士②公認会計士③国、自治体の
監査又は財務に従事し監査に精通する者④必
要と認める場合には税理士

包括外部監査とは②

監査人は年に一回監査報告書を提出

監査の結果・・・「指摘」と「意見」

- ・「指摘」：是正すべき事項
- ・「意見」：対応が望まれるもの、提言、要望

今年度のテーマは資料一覧表のとおり

包括外部監査とは③

報告書のテーマ

- ・税、施設管理、債権債務、補助金、委託などが定番のテーマ。最近は少子高齢化施策が取り上げられることが多い。
- ・自分の住む自治体で関心のあるテーマの報告書を読むとイメージしやすい。

包括外部監査とは④

過去に高い評価を受けたものとして
青森県「食育と食品ロスに関する施策」
同「原子力を中心としたエネルギー行政の
財務に関する事務の執行」
神奈川県「県警察における警察費の執行状
況について」
などのテーマもある。

包括外部監査とは⑤

監査の結果を受け取った自治体の長等は、
当該監査の結果に基づき措置を講じたとき
は、その旨を監査委員に通知するものとし、
監査委員はこれを公表しなければならない
(法252条の38第6項)。

包括外部監査評価班について①

評価班は平成11年度の制度開始以来、21年間、報告書の内容を検討、評価。

報告書の内容について「改善要望」「無印」「活用賞」「優秀賞」を決め、優秀賞のなかから「オンブズマン大賞」を選出し、監査人を表彰。

3年連続「活用賞」以上の監査人には「オンブズマン功労賞」を贈呈。

包括外部監査評価班について②

通信簿では全ての報告書をテーマごとに分類し、報告の概要と評価を掲載している。

このような網羅的な調査・報告を毎年している団体はほかにないため、貴重な資料として監査人からも評価してもらっている。

※テーマ選定や評価の高い報告書の検索などに利用されている。

包括外部監査評価班について③

令和元年度の優秀賞は、田中 佑幸氏（山梨県）堀 雅博氏（岐阜県）友利 健太氏（沖縄県）中務 正裕氏（堺市）

しかし、オンブズマン大賞は選出せず。

功労賞は、宮下 宗久氏（青森県）米屋 佳史氏（札幌市）大川 健哉氏（千葉市）川口 明浩氏（柏市）渡会 祐二氏（佐世保市）

例：千葉市

千 葉 市	大川 健哉	公認会計士	千葉第一監査法人	総務局情報経営部業務改革推進課	18,000,000					
	補助者記載・資格分布	有 弁護士	1	公認会計士	7	税理士	その他	計	8 名	頁数
活 用 賞	1. 保育事業に係る事務の執行について								(概要109頁)	328
指摘事項等の数	指摘事項(結果)	20	意見	33	その他	4				
内 容	1	市は、H27度からH31度までの5か年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、この事業計画を、すべての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するための計画として同時期に策定した「千葉市子どもプランにおける」基本施策の一つとして位置付けている。本監査では保育事業に係る事務の執行について監査を実施し、20指摘、33意見を述べるとともに、総括的所見として4つのテーマ（今後の量の見込みと施設整備、保育士不足への対応、事務環境の改善への取組み、公立保育所等の施設改善）について、提言を行っている。								
	2	業務の効率化や適正な遂行という観点から、体制・システムの整備や充実強化、各種業務のルール化・マニュアル等整備などを求める。丁寧に問題点を洗い出しており、監査範囲も、支給認定、利用調整、保育料決定手続、保育料収納・滞納整理、補助金、給食事務、勤怠管理、施設改善などのほか、「教育・保育等の「質」の確保・向上について」との項目を設け、職員研修や保育所運営に関する関係者評価・第三者評価についての意見も付しており、幅広い。行政にとっては活用性があると認められる。								

例：柏市

柏市	川口 明浩	公認会計士	川口明浩公認会計士事務所	企画部行政改革推進課			13,189,000	
	補助者記載・資格分布	有 弁護士	公認会計士	5	税理士	その他	計	5名
活用賞	1.	公益財団法人柏市医療公社の出納その他の事務の執行及びその市所管課の財務に関する事務の執行等について					(概要なし)	254
指摘事項等の数	指摘事項(結果)	70	意見	61	その他			
内容	1	柏市医療公社は、財団法人としてH8から発足し、H24には千葉県から公益認定を受けて公益財団法人となった。同公社は、公益目的事業として医療センター事業、病院事業及び介護老人保健施設事業を、収益事業として検診事業、居宅介護支援事業、訪問介護ステーション事業、北柏デイサービスセンター事業、地域包括支援センター事業、休日急患歯科診療事業及び売店事業を展開している。 本監査では、柏市医療公社の出納その他の事務の執行及びその市所管課の財務に関する事務の執行等について監査を実施し、市立柏病院の指定管理業務の再委託選定に係る市の承認手続不備など70指摘、外部委託業者に対するモニタリングについてなど61意見を述べる。						
	2	現状分析として「現状・問題点」の項を、指摘・意見として「結果」の項を分けて記載している。「現状・問題点」では、詳細な現状分析がなされており、提示される問題点も具体的である。「結果」の項では、指摘は～されたい、意見は～を要望するという形で、監査人が市側に求める対応が明瞭に述べられている。監査範囲としても、会計的な問題点だけではなく、災害対応や、患者のクオリティ・オブ・ライフ向上の視点からの問題提起、再委託やモニタリングの問題など幅広い項目に言及しており、活用性がある。						

包括外部監査評価班について④

平成21年より、実施自治体のH18度監査結果に対する措置公表状況を調査し、評価を開始。

評価基準は

- ①公表時期の速さ
- ②全ての指摘意見に措置対応できているか
- ③説明責任が果たされているか
- ④総合評価

※評価の比重としては③→②→①の順となる。

包括外部監査評価班について⑤

評価を始めた当初と比べて、措置公表内容が充実している自治体が増えた。

今年度は総合評価 A の自治体が 24 ある。

評価を意識している自治体も多く、評価公表後に問合せが来ることもある（なぜ C なのか？など）

包括外部監査評価班について⑥

一度措置公表体制が整うと落ちることはあまりなく、今後も総合評価 A は増えると思われる。

その中でも、他の自治体の模範となるような措置公表を行っている自治体を表彰している。

→今年度はなし

良い措置公表

- ①定期的に進捗状況を報告
- ②指摘、意見を問わずに公表
- ③一覧表や原報告書とのリンクを記載するなど見やすさへの配慮がある
- ④措置しない場合でもその理由を明記するなど説明責任を果たそうとしている

例：東京都町田市

措置状況(2019年3月29日時点)

年度	テーマ	指摘事項	措置状況			措置率	指摘件数
			措置済み	改善進行中	措置困難		
2017	防災に関する財務事務の執行について	結果	6件	0件	0件	98.1%	54件
		意見	47件	1件	0件		

※ 措置…具体的に是正行為を実施すること。

例：東京都町田市

平成29年度(2017年度)監査結果一覧(結果)

年度	整理番号	報告書記載頁	所管課	結果名	結果の内容(報告書より抜粋)	結果意見	措置状況		
							措置等の内容及び今後の方向性	措置状況	措置完了時期
2017	1	47	防災課	1. 防災安全部 5. 消防団運営事業 ①水火災等出動費の支払時期	【現状・問題点等】 町田市消防団に関する条例第14条では、水火災等の職務に従事した費用弁償は、その出勤数に応じ翌月支給すると定めているが、平成28年度の水火災等出動費の中で翌月に支給された事例は見当たらず、実際にはほとんどが翌々月の支給であった。 【指摘事項】 市は消防団に対し消防団員の出勤記録の早期提出を求め、条例に定めた期間内に水火災出動費の支払いを行う必要がある。実際に即して出勤の翌々月に支給するように条例を改めることも一つの方法である。	○	町田市消防団に関する条例を改正し、費用弁償を支給する時期についての定めをなくすことで、消防団の報告書作成の負担を軽減するとともに、実際に即した運用を行うこととしました。	措置済み	2019年3月
2017	2	47	防災課	1. 防災安全部 5. 消防団運営事業 ②実績報告書について	【現状・問題点等】 消防団等が作成し市に提出する町田市消防団運営費等の交付に関する実績報告書について、(ア)実態を反映している点と見受けられる実績報告書が少ない点、(イ)処理内容が不明のものがある点、(ウ)審査が行われていない点が見受けられた。 【指摘事項】 消防団等の実績報告書について、適切に管理、指導していく必要がある。	○	2018年3月22日の消防団本部会議において、消防団に対し運営交付金実績報告書を作成するにあたり、市から交付した金額に対し、実際に即した支出内容を詳細に報告するよう依頼しました。 また、担当職員が実績報告書の内容チェックを徹底できるよう、マニュアルを作成しました。	措置済み	2018年3月

例：豊田市

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知平成29年度包括外部監査の結果報告書(高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について) >

処理を必要とするもの 41件

- 【A 処理済/実施済】基準日までに処理を実施したもの 13件
- 【B 処理済/決定済】処理を基準日までに実施することを決定したもの 27件
- 【C 未処理/検討中】処理を実施する(しない)ことを基準日現在で検討しているもの 1件

令和元年6月30日現在

No	部 課	分類	事業名等	件名	監査結果(要約)	該当ページ	I 「処理」内容	II 「処理」状況	最終報告基準日
2	福祉部	福祉課	高齢者生活支援ハウス	入居者の現況確認の実施	現在、入居後に利用要件に該当しているか否かの判定は行われていない。より適切なサービスの提供を行うため、定期的に入居者の現況確認を行うことが望まれる。	27	平成30年3月20日に、半年に1回(1月と7月を目標)、指定管理業者による入居者についての利用状況会議を実施することとした。平成30年9月11日に利用状況会議を開始した。(7月を予定していたが、書類の準備に時間を要したため、初回の会議は9月開催となった。)	A: 処理済/実施済	令和元年6月30日
3	福祉部	福祉課	豊田市福祉センター	設備の保守点検の必要性	平成28年度の「指定管理事業者取組表」を閲覧したところ、福祉福祉センター老人デイサービスセンターにおいて特殊浴槽の手すりが高齢者化したことによる事故が報告されていた。平成29年度にリース契約期間が満了し、再リース契約を結んだ際、保守点検委託契約の更新を行っていなかったため、平成29年5月から6年におわり保守点検が行われていなかったとのことである。 再リースの際にも保守点検の契約とする必要があった。 なお、平成28年度までは旧地域福祉課が所管し、平成29年度から総務課の所管となっており、平成29年6月に特殊浴槽の入れ替えの際に、保守点検のリース契約を結んでいる。	29	平成29年11月に、特殊浴槽を設置している所管施設(旭、小保、下山、御園)について、保守点検契約又は保守点検付きのリース契約を締結していることを確認した。	A: 処理済/実施済	平成30年2月28日
6	福祉部	福祉課	ひとり暮らし高齢者等登録制度	ひとり暮らし高齢者等登録者の名簿の保管方法の明示	「ひとり暮らし高齢者等登録者名簿」について、個人情報保護の観点から、例えば、自治体には、会館がある場合は会館の鍵付きの書庫又は会館での保管をお願いする。民生委員には、原則自宅の鍵付きの会館での保管をお願いし、自宅に鍵付きの会館がない場合はそれに準ずる場所での保管をお願いする等、具体的な保管方法について明示することが望まれる。	38	「ひとり暮らし高齢者等登録者名簿」は毎年6月に更新し、関係者に配布している。次回の更新時期に保管方法について鍵付きの会館、それに準ずる場所での保管をお願いする旨説明資料に明示することを、平成30年2月23日に決定した。	B: 処理済/決定済	平成30年2月28日
7	福祉部	福祉課	ひまわり懇話会等事業	ひまわり懇話会等事業の記念品の配布	平成28年度のひまわり懇話会の実施報告書に添付されている「収支決算書」を閲覧したところ、「ひまわり懇話会等事業補助金交付要綱」別表(第6条関係)に基づき、不参加者に対する記念品の配布を行っていた。ひまわり懇話会の不参加者に対する記念品の配布の必要性について、検討することが望まれる。 なお、平成29年度の「ひまわり懇話会等事業補助金交付要綱」の改正により、不参加者への記念品の配布は行わないものとされている。	38	平成29年4月1日施行のひまわり懇話会等事業補助金交付要綱の改正により、平成29年度から不参加者への記念品の配布は補助対象外とした。	A: 処理済/実施済	平成30年2月28日

悪い措置公表

- ①措置途中のものがあるのに1度きりの公表
- ②指摘事項にのみ対応し、意見は無視
- ③措置内容が「努める」「今後検討する。」で終わっている。
- ④監査報告書の頁数が記載されていないなど報告書とリンクされておらず、全ての結果に対応しているかわからない。

例えば

奈 良 市	大川 幸一							
H21. 7～現在首長	仲川 げん	1	観光行政に関する事務の執行について					
措 置	監査結果: 指摘(結果) 4/意見 33 ①(公表日 平成31年3月20日) 29年度分監査 2頁(指摘 2/意見 0)							
コ ン メ ン ト	指摘の2件についてのみ措置報告に止まっている。今後HPでの公表もあると思われるが、令和2年6月1日現在なし。措置報告に対して真摯な対応を望む。							
評 価	I. 速さ	B	II. 措置対応度	D	III. 説明責任	D	総合評価	D

例えば2

福山市	小林 明弘	1	教育委員会に関する財務事務の執行及び事業の管理について					
H16.9~H28.9	羽田 皓							
H28.9~現在首長	枝広 直幹							
措置	監査結果: 指摘(結果) 8/意見 60/その他 2 ①(公表日 平成30年11月28日) 29年度分監査 ②(公表日 令和1年9月6日) 29年度分監査 あわせて5頁(指摘 1/意見 12)							
コメント	一回限りの一覧表形式(指摘等の区分、措置済・検討中・措置困難の区分、監査報告書要約版に対応した連番を付す。監査報告書の真記載なし)。措置内容はこれまでの取り組み説明に加え、新たな取り組み説明をしているタイプと措置対応済みのみ記載するものに分かれる。1年半も公表までにかかっているのに検討中のものがほとんどで、検討内容にすら触れないものが多い。措置内容が記載されたものについてはおおむね具体的だが、検討中として検討内容すら記載されていないものが多すぎる。複数回の措置公表をして説明責任を果たすべきである。							
評価	I. 速さ	B	II. 措置対応度	A	III. 説明責任	D	総合評価	D

No.	監査結果(抜粋)	区分				対応状況	
		指摘	意見	措置済	検討中	措置内容/措置困難理由	措置公表日
25	<学校事務> 3 学校図書 ⑤ 福山市図書館との連携・協力の推進について 図書館運営には、専門性が要求されること及び教職員の負担軽減の観点からもより一層、学校図書館と福山市図書館との連携を回す必要があると考えらる。また、将来的には、学校図書館と福山市図書館をネットワーク化することにより、図書館間の予約が可能となるシステムを構築するべきであると考えらる。	●		○			
26	<学校事務> 4 情報管理 ④ 持ち帰り授業の減少に向けた取組について 教員の労働環境の整備の一環として、今後、時間管理が導入される見込みであるが、これに伴い、空室の持ち帰りを許可するのかが、する場合はどのように労働時間の管理をするのかが、許可しないのであれば、教員が在校する間に処理できる業務量すなわち教員の業務全体の見直しを検討する必要がある。教員の業務の全てを詳細に分析し、適量な負担があるのであれば業務内容によっては教員を補助するべき配置する等の対応が必要と判断され、それは既に実行に移されているが、それでは十分というものでなく、より改善するための方策を継続して検討していかねばならない。その結果として空室の持ち帰りがなくなれば、情報管理という観点においても問題が少なくなる。	●		○			
27	<学校事務> 4 情報管理 ② パスワード管理の態様について USBメモリについてパスワード管理を実施していない学校が相当数存在するが、USBメモリはその大きさや形状からして紛失の危険性が高いとされるを得ず、結果として情報漏洩につながる危険性が高い。仮に持ち出した上紛失しても、パスワード管理がなされていれば情報が漏れる可能性は相対的に低く、学校外へ情報を持ち出すことを許可するのであればパスワード管理は必須である。	●		○	USBメモリの持ち出しについては、2020年度(令和2年度)から管理職等がUSBメモリを一括管理し、職員が持ち出す際は、パスワードをかけた上で、持ち出し業務内容等を記入することで許可するが、情報漏洩防止に取組んでいるところである。引き続き情報漏洩防止に努める。	2020/9/4	
28	<学校事務> 4 情報管理 ③ 個人情報へのアクセス制限について 個人情報にアクセスできる者が限定されていない学校が相当数存在する。これは情報管理として十分といわれない。個人情報は学校内の誰もが日々業務遂行に必要なものであるとまではいかない以上、必要な場合に必要者に限定して許可するようにすべきである。	●		○			
29	<学校事務> 5 労務管理 ② 正確な労働時間の把握について 市内での労働時間のより正確な把握のためには、教員自身の申告に基づくパソコンへのデータ入力ではなくタイムカード制度を導入することを検討するべきである。また、既存のシステムを生かすのであれば、当該システムをインストールしているパソコンを専断するが、あるいは各教員が自分の席のパソコンからシステムヘッドアップ管理を可能とすることによって、利用者である教員の便宜を図るという方法が考えられる。持ち帰り労働については、持ち帰り情報の種類だけでなく、実際の学校での作業時間の報告を制度化する、といった内容を検討するべきである。	●		○			
30	<学校事務> 5 労務管理 ② 労働時間短縮のために考えられる方法について 7 教員の意識改革及びそのための仕組再構築への取組 教員自身が、長時間労働による疲労が児童生徒たちへの悪影響ともなりうることを意識することが最善策であり、その上に労働時間短縮のための仕組みを構築していく必要がある。	●		○			
31	<学校事務> 5 労務管理 ② 労働時間短縮のために考えられる方法について イ 入退校時刻の管理、学外労働の時間の管理の徹底 上記で指摘した改善方法を採用することにより、各教員の労働時間を正確に把握させ、時間に対する意識を高めるとともに、管理職による指導を徹底するべきである。	●		○			
	<学校事務> 5 労務管理 ② 労働時間短縮のために考えられる方法について 強制的に業務を終了させる制度を作るべきである。時間があると思うから作業に時間をかけてしまうという側面も否定できないので、時間の有効性をより教員に意識してもらい、業務を効率的に遂行しようとする						

終わりに

○包括外部監査は地元自治体の現状を知る貴重な資料です。

○自治体が監査報告をどのように措置しているのかも要チェックです。

○イエローブックでより深く包括外部監査を知ることができます。

今年もお求めやすくなっています！



- 都道府県・政令市・中核市で義務付けられており、毎年発表されている「包括外部監査」を市民の目で評価しました。
- 自治体が監査結果にどのように対応したのか「措置」も市民の目で評価しました。
- 自治体の問題点が具体的に指摘されています。「外部監査人」の視点を自治体運営や自治体チェック、議会質問の参考にできます。
- 付録DVDに豊富なデータを収録しました。(令和元年度全報告書、H29年度自治体の措置内容、監査人/自治体へのアンケートなど)

2020年版 包括外部 監査 通信簿

すぐに役立つ
自治体行財政改革の改善ノウハウ満載

予約受付中!~



1冊5,000円
(税込み・送料込み)

申込はQRコードか
office@ombudsman.jp
裏面の申込書を
FAX (052-953-8050)